

令和3年8月6日

学生、教職員の皆さま

日本赤十字九州国際看護大学
学長 小松 浩子

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針 及び令和3年度後期授業開始に向けた今後の対応について

福岡県では、政府から福岡県の感染拡大に関して重大な懸念が示され、8月2日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域とすることが決定されました。その後、8月4日の新規陽性者数は過去最多の752人となるなど感染が急拡大し、8月5日に福岡コロナ警報の警戒レベルを「特別警報」に引き上げ、さらに政府に対し緊急事態宣言の発出を要請しました。

本学の行動指針については、福岡県の判断に基づき8月6日（金）から「3制限（中）」に引き上げます。ただし、文部科学省より自治体の要請等を踏まえながら面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るよう要請されたこと、学生の実習・演習の機会を何としても確保することを最優先と考え、感染予防対策の強化を前提とし、「授業」「教職員勤務体制」については、引き続き行動指針区分2制限（小）相当の制限とします。

現在の感染状況は、いままでより感染力が強く若年層への感染率や重症化リスクが高いとされる「変異株」に置き換わりが進むことが想定されています。感染予防及び感染拡大防止を図るため、「**三つの密を徹底的に避ける**」「**マスクの着用**」「**手洗いなどの手指衛生**」「**人と人との距離の確保**」等の基本的な感染防止対策の**徹底、健康管理の徹底**など、各行動について学生・教職員に周知します。

新規陽性者の傾向として、若い世代の感染拡大、会食や課外活動による感染・クラスターの発生、家族間の感染があります。新型コロナウイルスワクチンを接種したとしても、日常生活において感染者と濃厚接触している可能性や、知らぬ間に感染している可能性があることを意識し、皆さまには、あらためて**厳重な感染防止に努めるよう、注意喚起**します。

後期授業につきましては、**10月1日（金）**から開始を予定しております。

授業形態は面接授業を原則とし、一部オンラインとの併用などを行う予定としております。また、実習科目及び技術科目などについても、健康管理、徹底した感染対策を講じたうえで対面授業を行う予定としております。しかし、今後の感染状況によっては変更する場合があります。

後期授業の時間割につきましては、次のスケジュールで調整を進めております。

9月中旬を目途に、後期ガイダンスの実施形態・日時等及び時間割案をお知らせし、9月下旬に確定した時間割をお知らせします。

1. 各行動について

(1) 学生の大学構内立ち入り

前期試験、実習・演習等を除く不要不急な大学構内への立ち入りを自粛するよう要請します。

ただし、以下に該当する場合は事前予約制としたうえで、立ち入りの一部緩和を行います。

※問い合わせ先：①は学務課へ電話（0940-35-7047）

②③④は担当教員へメール

- ① オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合
- ② 卒業・修了年次の学生で就職活動や卒業研究・修士論文作成など教職員への学内での相談等が必要な場合
- ③ 学习上、教員の対面指導を求める場合、あるいは教員が必要と判断し学生が同意した場合
- ④ 大学院生で指導教員が許可した場合

(2) 授業

5月31日(月)に学生ポータルで周知しました「授業形態の変更について(5月31日から)」に基づき実施します。留意事項などをあらためて確認ください。

前期試験、追・再試験の日程などについては、学生ポータルで周知しますので必ず確認ください。

(3) 学生の課外活動

アルバイトを含む一切の活動を禁止します。

なお、WEBを活用した活動及びコミュニケーションを禁止するものではありません。

(4) 教職員の勤務体制

積極的に在宅勤務を推奨します。なお、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度実施される状況を踏まえたうえで、出勤が必要な場合は時差出退勤等を推奨します。

委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

(5) その他

以下のことを厳守ください。また、ご家族や同居されている方とも共有ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。

その後、速やかに大学(jrchoken@jrckicn.ac.jp)に連絡ください。

- ② 不要不急の外出は自粛すること。
- ③ 県境をまたぐ不要不急の移動は自粛すること。
特に緊急事態措置区域等の都道府県との往来は自粛すること。緊急事態措置区域等の都道府県との往来が避けられない場合は、出発地や到着地の空港等で実施しているPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。
- ④ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ⑤ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑥ **臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項及び各実習の指導に基づくこと。**
- ⑦ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。**(黙食の徹底)**
- ⑧ 健康管理表または健康管理アプリ(健康日記)による自己管理を徹底し、健康管理表の身体症状に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑨ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、常にマスクを着用し、緊急時以外での会話はしないこと。